

表7 阪神・淡路大震災に関する先行調査と本調査結果との比較

| | 先行調査 ^(注) における衛生的生活確保の課題 | 本調査結果から必要とされる業務 |
|----------------------|---|---|
| 飲料水 生活用水 | 中高層ビルの受水槽・高置水槽の被災 水道仮通水・井戸水の水質 応急給水 水洗便所用水（給水車から） 補給水の保管（ポリタンク不足・給水日不明） | 1.17：飲料水の応急給水 1.18：同上 1.21：井戸水水質・マップ 2月上旬：水道施設・受水槽状況調査 |
| 洗濯 | 避難所では場所確保困難、同業組合の洗濯サービス発足も、受け渡し等の問題で活用不十分 コインランドリー使用困難 | 1.28：同業組合のクリーニング・サービス対応（避難所） |
| ごみ処理 し尿処理 | ごみの一時保管場所・清掃消毒不十分（避難所） 一般ごみの収集困難・焼却処理困難（埋立地保管） 災害廃棄物の埋立地仮置き・破碎時の粉塵 仮設トイレの速やかな設置困難、衛生的な自主管理困難（避難所） | 1.18：排泄場所の応急確保・消毒等衛生管理指導（避難所） 2月上旬：浄化槽消毒指導、廃棄物し尿処理施設状況調査 |
| 遺体処置 | 安置方法に関するトラブル 棺・ドライアイスの入手困難 火葬場の被災 遺体搬送の対応不十分 | 1.18：遺体処置の応急対応 1.19：同上 2月上旬：火葬場状況調査 |
| 入浴 | 公衆浴場の被災、営業再開後の利用者殺到 仮設浴場の設置場所・管理の困難 | 1.21：入浴施設に関する応急対策 1.23：仮設浴場の衛生対策 1.29：仮設浴場の衛生監視 |
| 動物 | 被災動物救援 | 1.18：危険動物の逸走防止 1.26：動物救護対策 |
| 営業施設 環境衛生 関連施設 | | 1.21：日常生活上必要な営業施設（浴場・クリーニング・旅館等）の実態把握 2月上旬：営業施設・関連施設の状況調査 |
| 避難所 仮設住宅 | プライバシー不十分 保温対策（畳等の調達・湯たんぽ入手困難） 清掃不足（自主活動・一斉清掃困難） 換気不足（定期実施困難・トイレ臭） トイレ衛生管理（設置困難・用水対策・衛生利用） ペット（住み分け困難） 衛生害虫（冬場でほとんど苦情なし） 仮設住宅の排水溝問題・騒音・臭気、断熱 | 1.18：排泄場所の応急確保・衛生管理 室内環境対策（保温） 1.19：排泄環境の衛生指導、室内環境対策（保温・布団干し・換気・ごみ等） 1.20～：同上（ニーズの的確な把握必要） 1.28：同上（衛生害虫・布団干し等） クリーニング・サービス対応 2.1～：環境衛生、生活状況の把握と情報提供（洗濯・入浴・換気等多様化） 2.19：長期化した生活に対応した環境整備方針立案 2.24：過密居住緩和・間仕切り設置等対策 3月～：仮設住宅におけるニーズの把握 |

注：(財)ビル管理教育センター『平成8年度快適な暮らしのスタイル開発促進事業報告書－災害時の衛生的生活確保ガイドライン』平成9年3月。

資料1 阪神・淡路大震災に関する事例分析表

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過(宝塚保健所管内) [P359-85] | 宝塚保健所(健康課)の対応 [P365-71] | 宝塚保健所環境衛生対策 [P362-63] | 本府「生活環境対策」 [P132-33、155-76] 本府「感染症・防疫対策」 [P117-8] | 環境衛生監視員の役割・業務 そのために要した能力 |
|-------------|--|--|--|--|---|
| 1.20 (金) | 市災害対策本部の発表(管内人口26,641人)、死亡者82人、負傷者1,100人、家屋全焼265棟、半焼336棟、避難者13,724人、避難所61カ所。現在の避難者は11,611人、避難所65カ所。(5月22日現在死亡者104人、負傷者701人、全壊世帯4,512、半壊世帯11,677) | 午前中、幹部会議(所長・副所長・健康課長・防災課長・健診課長・医務薬事と所長の総括業務課:防疫と対人サービス、衛生担当衛生課長、被雪状況、救急医療体制についての調査)、午後には、保健物資の仕分けや連絡調整のため、保健物資を市対策本部に派遣。 火葬場被害者がついで指揮命令系統がうまく機能せません。しかし終じて指揮命令系統がうまく機能せます。その後、所長、健康課長が市の救護所、避難安置所及び避難所(5カ所)を巡回調査。火葬場被害は極めて、遺体処理もスムーズ、安置されていました。遺体は2体のみであったこと確認。 | 午前中、幹部会議(所長・副所長・健康課長・防疫課長・健診課長・医務薬事と所長の総括業務課:防疫と対人サービス、衛生担当衛生課長、被雪状況、救急医療体制についての調査)、午後には、保健物資の仕分けや連絡調整のため、保健物資を市対策本部に派遣。 火葬場被害者がついで指揮命令系統がうまく機能せません。しかし終じて指揮命令系統がうまく機能せます。その後、所長、健康課長が市の救護所、避難安置所及び避難所(5カ所)を巡回調査。火葬場被害は極めて、遺体処理もスムーズ、安置されていました。遺体は2体のみであったこと確認。 | [入浴]レンタル会社の風呂所有台数等の調査を行うとともに、設置場所の給水状況等の調整に着手、併せて自衛隊に仮設風呂設置を要望。しかし飲料水の確保が優先的である旨に対する対策(人と動物の生み分け等)等。 | ○避難所における環境衛生指導(室内環境等のベターフォーメンテ等)、動物救護の体制の確認。関係機関との連絡調整。 * 避難所の環境衛生に関するニーズを的確に把握することができる。 * 動物行政全体の調整が適切にできる。 |
| 1.21 (土) | 1ヶ月下旬頃から、迷いの照会、放置犬の処置等の電話が頻繁。ごくごく短時間で西宮保健所の養犬バトル車の派遣が中止されたため、所有者の判断しない大の旨置きは困難を極めた。 | 所長、健康課長が避難所の巡回調査。水道に被害のない避難所ではトイレの清潔保持されていてが、学校体育館の避難所では常に問題あり、安全な食糧確保や室内の保温、感染症等についても危惧される状況。未然防止と健診相談活動の開始を決定。実施要領を作成(チーム編成は保健婦2名×2～4班、1日4～5カ所の避難所を巡回)。 | 1ヶ月下旬頃から、迷いの照会、放置犬の処置等の電話が頻繁。ごくごく短時間で西宮保健所の養犬バトル車の派遣が中止されたため、所有者の判断しない大の旨置きは困難を極めた。 | [飲料水]医療用は県の直接指揮で、断水の長期化が予測された神戸市、芦屋市、西宮市の病院では、高齢者用車両(～3/8)。高齢者用車両は、加圧供水車が設置。 [入浴]入浴用の利用可能性的調査、また公衆浴場の設備が厚生省から入り、西宮、芦屋市に検討を行なう。 [火葬場]易火葬場新設の現状が把握できず、西宮市、火葬場移動再開。自衛隊により遺体搬送のため、運み送りから火葬場への搬送の困難、人員確保やへりから火葬場への搬送の困難、避難全員の同行困難などで計画通りに進まず。 | ○避難所における環境衛生指導(計画調整)、 ○井戸水対策(マップ、水質検査) ○入浴施設に関する心配(水質把握) * 避難所の環境衛生に関するニーズを的確に把握することができる。 * 環境衛生営業施設の現状が把握できず、常時の生活水準維持に寄与できる。 * 井戸水の水質についての相談に適切に対応できる。 |
| 1.22 (日) | 避難所59カ所、避難者9,067人 | 避難所の巡回健診相談開始。相談内容は当初、切り離の手当、血压、拳銃、不眠、不眠等の主訴が多く、反面、活動性は低下し自発的な動きが少なかつた。防災活動として、仮設トイレの清潔保持や消毒液の配給、手洗い水の確保等の利用の勧め | 避難所の巡回健診相談が各保健所で開始される令保健所(20日～23日から開始)。その活動内容は以下のとおり。 COSスター(うがい、手洗い、早期受診等の勧奨)の作成、避難所への設置 ○消毒薬、うがい薬等の設置 ○個別・集団指導(手洗い、うがい等) ○健康相談 ○乳幼児 食事、かぜ、湿疹、母子手帳の紛失、哺乳瓶の消毒 | [飲料水]トイレや洗濯に使用する生活用水は、県下建設業界支援の下、避難所などは、学校のブールなどに給水(～3/9)。この間、応急給水に関する支援は、給水車数だけでも自衛隊から866台の支援を受け、1日158人による活動。 | ○避難所における環境衛生指導(改善対策の指導、助言)。 * 避難所の環境衛生に対するニーズを的確に把握することができる。 * 環境衛生の現状把握ができない。 * 仮設浴場の水質把握ができない。 * 仮設浴場の運営に適切な指導ができない。 |
| 1.23 (月) | 家屋倒壊を免れた家庭では、出勤まる。自宅に隣された家族から余震への不安、不眠等PTSDと思われる相談増え始めめる。 | 避難所(当時49カ所)一環境衛生対策の指導を開始。ごみ:飲食物の容器等の収集が危惧され、ごみの取扱いが良好に回収・トイレ・街水中の避難所を中心に行なわれ、(20基、18カ所)が設置され、市から受託の防災委ねを同行し、消毒方法を指導・仮設風呂の上、仮設風呂設置と協議の上、自衛隊の協力で仮設風呂を増設 | 「入浴」自衛隊の仮設風呂設置場所確定(24日から利用開始。以降27日までに合計10ヶ所に設置用開始が開始)。 一方、県が設置する仮設風呂については、水道復旧が当初の見込みから大きく遅れ、飲料水の確保の優先や給水車の確保の困難など、設置がなかなか進まなかった。 「火葬場西宮市」の火葬場移動再開のため、市、26日に神戸市も終了)。 | ○避難所の環境衛生指導(助言)。 * 避難所の環境衛生の確保の困難の因に、設置が遅れるなど、設置ができない。 * 仮設浴場の運営に適切な指導ができない。 | |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過(宝塚保健所管内) [P359-85] | 宝塚保健所(健康課)の対応 [P365-71] | 宝塚保健所環境衛生対策 [P362-63] | 兵庫県本庁健康対策 [P9-17-28-52] | 本庁「生活環境対策」 [P132-33、155-6] | 本庁「感染症・防疫対策」 [P117-8] | 環境衛生監視員の役割・業務 そのために要した能力 |
|-------------|--|---|---|---|---|---|--|
| 1.25 (水) | 避難所5ヵ所 避難者1,939 水道復旧率100% (1/24) ガス復旧率30% | | | | | | ○避難所の環境衛生状況調査・改善対策 の指導(インフルエンザ対策) *避難所の環境衛生のニーズを的確に把握 することができる。 ○避難所の環境衛生状況の把握・対策 指導(動物内地内衛生対策・インフルエンザ) ○動物救護の実施。 *避難所の環境衛生のニーズを的確に把握 することができる。 *動物対策が適切にできる。 |
| 1.26 (木) | 避難所生活に適応できないため、 より小さな避難所への移動を検討 (老人や障害者、小児のための通路が水 浸しどり、不衛生な場所もみられた。 新聞で利用。 HC電話はままで正常に復旧 | 一より小さな避難所への移動を検討 (老人や障害者、小児のための環境整備 された避難所の必要性) 新規設置所の必要性。 の工夫で対処。 インフルエンザ予防のため、うがい薬、マ スクの使用を指導。断水の所ではウエット ティッシュの配付(不足気味のマスクや ウエットティッシュ等物資確保に努める) | 厚生省調査団による避 難所感患者調査(15 名)で、3名からインフル エンザ等発生傾向の把握 の件数を把握 | [衛生課]保健所に対し、長期化が予想され る避難所の衛生が策の強化を指示。 「火葬」本日で終了した自衛隊による遺体搬 送は、神戸市293本、西宮市39本、芦屋市 75本の計407本、なお26日までに地陪喰を 含め火葬された数は、約34,800本で、震災によ る遺体処理は2,8本でほぼ終了。 [動物]対策本部設置の記者発表実施、発表 し入れ多数。 | [洗濯]避難所生活も1週間を経過して着等 の洗濯が必要となる。水道が復旧すれば 地区には洗濯機を配布し、その組合ボランティ アで対応する計画。日本電機工業会から 100台の洗濯機の寄贈。各市町に配分決定。 [洗濯]洗濯機の輸送手段を巡回所巡回 回先温水サービス開始。 | [洗濯]避難所生活も1週間を経過して着等 の洗濯が必要となる。水道が復旧すれば 地区には洗濯機を配布し、その組合ボランティ アで対応する計画。日本電機工業会から 100台の洗濯機の寄贈。各市町に配分決定。 [洗濯]洗濯機の輸送手段を巡回所巡回 回先温水サービス開始。 | ○避難所の環境衛生状況の把握・対策 の指導(衛生虫対策・布団干し・消毒) ○クリーニング対応(避難所) *避難所の環境衛生のニーズを的確に把握 することができる。 *衛生虫対策。 *巡回所における洗濯対策を指導するこ とができる。 |
| 1.27 (金) | 体育館利用の一避難所で皮膚の痛 痒感の主訴(ダニの疑い)、数人あ り | 一体育館用マットレスを要具に用いている ため、保健婦も当初から心配。市の環境 担当部とも相談したが、消毒や毛布の日 光干しも場所の確保などお處に苦労 | | | | | |
| 1.28 (土) | 避難所52ヵ所 避難者6,074人 | | | | | | |
| 1.29 (日) | 仮設住宅建設数151 | | | | | | |
| 1.31 (火) | 電気復旧率(100%) 水道復旧率97% ガス復旧率33% | | | | | | |
| 2.1 (水) | 食料品の供給がスムーズになり、 避難者のニーズは余々に多様化、 高密度度(たとえば肌荒れ防止のため の化粧品) | 一保健婦が新聞その他スマメディアの情 報や市災害対策本部の動き、新しい医療 情報等を収集することも役割の一つに。 2.1 の命維持のための 情報も、当初の(食品や水の確保)が、最近 では生活情報、多くに風呂、洗濯、 ホームステイなど日々変化する新し い情報提供が重要に。 | | | | | |
| 2.3 (金) | | | | | | | [医務]国(4省庁を含む)、県(警察本部を 含む)、市町、鉄道会社、その他関係する公 団などで構成する災害棄棄物処理推進協議 会の発足 |
| 2.5 (日) | 避難所50ヵ所 避難者4,191人 | | | | | | |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過(宝塚保健所管内) | 宝塚保健所(健康課)の対応 | 宝塚保健所環境衛生対策 [P365-63] | 兵庫県本府健康対策 [P9-17, 28-52] | 本庁「感染症・防疫対策」 [P111-18] | 本庁「生活環境対策」 [P132-33、155-76] | 環境衛生監視員の役割・業務 そのために要した能力 |
|-------------|---|---|--------------------------|-----------------------------|--|---|---|
| 2.8 (水) | 避難所巡回相談開始より3回間。避難所の状況がそれそれ異なる。 避難所49室、避難者1,832人。 | 一巡回相談の効率的実施のため避難所二点の環境や健康状況をふまえ、巡回の優先度を検討 2月から一部のルーチン保健事業「乳児健診や三歳児健診など」を再開する | | | [廃棄物]災害廃棄物発生量を1,280万トンヒ 推計し、これらを処理するため各市町に仮置場、最終処分場を確保した | ○避難所の環境衛生および生活状況の把握・情報提供 * 避難所の多様な環境衛生・生活ニーズに的確に把握でき、適切に衛生指導・助言ができる。 | |
| 不明 | | | | | 避難所を除く環境衛生施設対策(家庭・施設・浄化槽:淨化槽破損による悪臭苦情あり、防疫会社を行し消毒方法等指導・廢棄物・屎尿処理施設:施設の環境状況調査・屎尿処理施設・屎尿処理施設と連携して、災害廃棄物は武庫川河川敷の仮置き場に集約し、瓦礫、木骨等それを市外に搬出・水道施設:施設の破損状況調査・雨水・浄水・送水配水施設・火葬場・被服状況調査(被雪は深刻)・下水道施設・破損状況調査(汚水・雨水下水道) | ○地域の環境衛生施設対策の実施(淨化槽・廃棄物洗却炉・ごみ処理施設・屎尿処理施設・水道施設・火葬場、下水道施設等の破損状況調査と改善等)* 各施設の衛生監視ができる。適正な衛生指導・助言ができる。 | |
| 2.10 (金) | | | | | (時期不明) 避難所の集団生活が長期化、ダニ等の害虫発生が懸念されたため、定期的な消掃、布団等の日々干しにこついて各避難所を指導するよう保健所に指示 | ○避難所の室内環境対策(衛生害虫) ○避難所の室内環境対策(衛生害虫) * 避難所の多様な環境衛生・生活ニーズを的確に把握でき、適切に助言ができる。 * 環境衛生施設の現状が把握できる。営業の実施に必要な助言ができる。 | |
| 2.14 (火) | この時期になると避難生活者の主訴が変化、腰痛や関節痛、筋肉痛の訴えや体機指掌、湿布の需要が増加 | | | | 結核研究所による避難所等の調査(～12日)。 結核患者発生等に対する適切な対応方法を保健所に指導(15日)。 | 動物神戸市北区に隣接、三田市に動物救護センターが開設。なおお土産センターは緊急的施設として二郎ハウス構造としたが、春以降気温上昇で環境悪化(5月に施設改修等実施(3月末まで被災動物の受け入れ、その後も里親探しは中心的役割)。12月末までに犬1,029、猫900を保護)。 | ○避難所の室内環境対策(調査と環境整備計画の立案) * 避難所生活の長期化に対する居住実態を的確に把握できる。 |
| 2.16 (木) | | | | | 三田市に動物仮設救護センター(県歯医師会等)が開設、同センターとも連携し、被災動物の保護・管理に努めた。 | | ○避難所の室内環境対策(調査と環境整備計画の立案) * 避難所生活の長期化に対する居住実態を的確な環境整備計画を立てる。 |
| 2.19 (日) | 避難所42カ所 避難者2,487人 電気復旧率(100%) 水道復旧率 99% ガス復旧率 82% | | | | | 保健衛生的観点から避難生活の環境整備を図るために、避難所における生活環境・衛生・生活ニーズについての考え方を検討、22日に方策を提示(生活環境の整った施設・宿泊施設・病院等への移動を図る等) | |

| 年月日 | 事実経過(宝塚保健所管内) [P359-85] | 宝塚保健所(健康課)の対応 [P465-71] | 宝塚保健所環境衛生対策 [P362-63] | 兵庫県本府健康対策 [P9-17, 28-52] | 本府「感染症・防疫対策」 [P117-18] | 本府「生活環境対策」 [P132-33, 155-76] | 環境衛生監視員の役割・業務 そのために要した能力 |
|-------------|---|-------------------------------------|--|--|--|---------------------------------|---|
| 2.21 (火) | | | | | | | |
| 2.22 (水) | 避難所42カ所 避難者2,279人 | 避難所に加えて、在宅の精神障害者、乳児等の訪問や仮設住宅の訪問を開始。 | 避難所状況調査を、宝塚(他2)保健所を通じて管内全避難所で実施(3月2日、10日も) | | | | |
| 2.24 (金) | | | 避難所における健康新生活環境についての考え方提示。 ○病院等への入所、入院の勧め等のほか、公的施設等の避難所をよりよい環境に整備するための方針とする。 ○公的施設等の床面積の20%を共用部分にあって、鼻の整備、簡易仕切り設置、調理スペースの確保、入浴・洗濯設備など ○集団生活の維持、自立性・自主性の確保、良好な衛生状態の維持などから、一避難所の受入れ人数は最大300人 ○教育施設からの避難者の移動を第一、教会・マジヨン等からの移動を第二とする、など | せんそく等呼吸器疾患患者について、瓦礫処理による病状への影響が懸念されるため、市町・保健所に対して、うがい・手洗いの励行、マスク着用等の啓発や保健師等の指導実施の徹底を指導 | ○避難所の生活環境対策(過密居住状態の緩和・簡易切り設置・窓の整備・共用施設の整備) * 避難所の高度化した生活ニーズを的確に把握でき、適切な助言と援助ができる。 | | |
| 3.1 (水) | 避難所12カ所 避難者1,970人 仮設住宅入居の当落で人間関係が微妙となるケース、避難所内でのもめ事増加。避難所に残る者の心の問題顕在化 | | | | | | |
| 3.5 (日) | 避難所42カ所 仮設住宅建設数566 | | | | | | |
| 3.6 (月) | 障害者や単身老人の仮設住宅への優先入居が強まる 仮設住宅建設数51 | 一住宅構造上の問題(玄関段差、ユニットバス入り、緊急時への対応を要す。 | | | | | |
| 3.8 (水) | 避難所40カ所 避難者1,699人 | | | | | | |
| 3.15 (水) | 避難所40カ所 仮設住宅建設数50 | | | | | | |
| 3.26 (日) | 避難所36カ所 仮設住宅建設数44 | | | | | | |
| 3月末 | 避難所32カ所 仮設住宅建設数小計550戸 | 県内外からの保健婦の応援終了、専門職チーム活動も終了。 | | | | | |
| 4.1 (土) | | | | | | | ○仮設住宅における環境調査。評価と改善への助言。 * 仮設住宅の住環境調査が適切にできる。調査結果の評価ができる。 ○仮設住宅訪問指導の中での居住者の主訴は住環境に関する多くの段差、振動騒音・排気扇(エアコン)の運動問題、隙間風で冬場の寒さ、夏の室温上昇、水はけ悪い、ムダ苔等害虫や住宅の相談対応。生活衛生や住宅担当に情報提供し、環境改善への調整 |

資料2 宮崎県レジオネラ症集団感染に関する事例分析表

| 年月日 | 事実経過 | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 の判断・対応 | 報道発表(患者等は 前日までこの数字) | その他「県」 | 日向保健所 の判断・対応 | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要する能力(H14当時) | 環境衛生監視員の果たすべき役割 そのための法的根拠 |
|------------------|---|-------------------------|------------------------|--------------------|-----------------|------------------------------------|---|
| H14.6／20(木) | 日向サンバーグ温泉(以下、HS温泉) 公衆浴場営業許可。 仮オープン(利用者:20、21日とも200人)。 | | | | | | ◎事前相談時の指導 ・相談者の責任・権限の把握能力 ・関係法令、基準、事故事例等の分かり やすい説明能力 (事前相談の段階で、申請予定者の衛生 管理に対する意識のレベルに応じた指導を適切に行 うことにより、許可後の維持管理の向上を 図る。) |
| 7／1(月) | HS温泉正式オープン(以降月曜休館 日) 利用者数・1～7日小計8,138人 9～14日小計5,760人 16～21日小計4,862人 | | | | | | ◎許可に際しての厳格な審査 ・構造設備の審査 ・構造設備図面、仕様書のチェック能力 ・平常時の維持管理体制のチェック能力 ・最大利用可能な人員に対する衛生管理 確保、事故発生時に備えた危機管理体制のモニタリング能力 |
| 7／18(木) 12:40 | 日向市内の病院から日向保健所長に 電話で以下の情報提供。 *7月13日頃から「肝機能異常」を伴 う「両側性肝質性肺炎」の診断で入院 中の3名が、同時期HS温泉に入浴し いたこと *レジオネラ感染症の疑いがある *一般抗生物質は無効で、マクロライ ド系抗生物質投与で2名は快方に他1名 | | | | | | ◎オープン時の監視指導 施設の監視指導の不慣れな施設で、入 場者が非常に多い危険な状態であ つた。危険の予知について想像力 を發揮できる。 |
| 同13:00 | | | | | | | ◎情報入手当日の抜き打ち検査 ・第一報内容の迅速な判断力 ・迅速対応の必要性についての上司へ の説得力 ・検査ポイントを的確に絞り込んで情報 収集する能力 |
| 7／19(金) 9:30 | | | 利用者数687人 | [衛研] [検査](-)の検査 | | | ◎地元医師会を通じた患者情報を収集 ・平素から危機管理情報ネットワークの 構築を図る能力 ◎営業自願要請を視野に入れた綿密な 対応方針の検討 ・患者免責と当該施設との因果関係の 推定能力 ・検査結果の予測能力 ・最悪事態を想定した対応方針の立案 能力 ◎マスコミ対応の検討 ・原因確定前におけるマスコミ対応の想 定 Q&Aづくり能力 |
| | | | | | | | HS温泉に対し、職員による立ち入り調査、浴 槽水等残留塩素濃度の測定、検体採取(原 水、浴槽水計16液体) |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過 | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 の判断・対応 | 報道発表(患者等は 前日までの数字) | その他「県」 | 日向保健所 の判断・対応 | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要する能力(H14担当) | 環境衛生監視員の果たすべき役割 そのために要する能力(H20現在) |
|------------------|---|-------------------------|-----------------------|--------|---|--|--|
| 7/19(金) 11:50 | 市商工観光課長、HS温泉支配人が保健所に来所。次長・衛生環境課長・衛生係長が対応)、概要説明。 | | | | | | ◎営業自粛の要請・説得・指導 ・営業自粛要請の必要性を上司に理解させるための情報収集・整理、分析能力 ・営業自粛を行なうことが営業能力 ・営業自粛に応じさせた後に、シロと なったときの対応能力 |
| 同16:25 | 日向市から衛生環境課長に電話連絡。「予約の来ないで自粛はできない。23～25日又は24～26日の3日間営業休止し、保守点検消毒を予定」 | | | | 日向市からの電話連絡(-1)に対する最大限の衛生管理対策を講じよう!依頼 | 状況概要説明、今後の対応指示 情報の収集、整理ができる。 | ◎行政指導の手続き |
| 同17:30 | 9～21日の利用者数660、1,142、1,186人 | | | | 衛生環境課長、衛生係長が市に出て向き、衛生管理の再度点検の実施を依頼。また、営業の自粛について助言するが、自粛はしないとの回答あり | 状況概要説明、今後の対応指示 状況を正確に把握し、説得ができる。 営業自粛に向け、説得ができる。 厚生労働省との情報共有ができる。 | |
| 7/22(月) 午後 | HS温泉定期休日のため、通常の清掃作業 | | | | 衛生環境課長が市に対し、情報提供、営業自粛を促すが聞き入れられず | | |
| 同15:30 | HS温泉通常営業 午前 | | | | | | |
| 7/23(火) | レジオネラ症疑い患者が1名増 | | | | | | |
| 同14:30 | 利用者数613人 | | | | | | |
| 7/24(水) | HS温泉は点検作業のため営業せず | | | | | | |
| 同16:00 | 疑患者数5名 | | | | 市職員2名とHS温泉支配人が来所、今後の対策を協議(所長・次長・衛生環境課長・衛生係長・担当主査が対応) | 調査計画立案 今後の調査計画が立案できる。事例に対する情報収集ができ、営業の協議に有効な情報が提供できる。 | ◎疑い患者増加への対応 (患者の広がりが懸念される状況となつており、当該施設利用者が症状がある人々に早期受診を呼びかける情報が保健所にあると思われる。マスコミ発表等何らかの対応を検討する必要がある。) |
| 7/25(木) | HS温泉は点検作業のため営業せず | | | | | | |
| 同10:00 | 疑患者数10名 | | | | | | |
| 同13:00 | | | | | | | |
| 同15:40 | | | | | | | |
| 同16:00 | | | | | | | |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過 | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 の判断・対応 | 報道発表(患者等は 前日までの数字) | その他「県」 | 日向保健所 の判断・対応 | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要した能力(H14当時) | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要する能力(H20現在) |
|------------------|--|--|-----------------------------------|-------------------|-----------------|--|------------------------------------|
| 7/26(金) 9:00 | 厚生労働省健康局生活衛生課に報告 | | | | | | |
| 同11:00 | 茨城県にレジオネラ事故の資料提供を請 け出た。今後の対応(日向保健所への指 示内容)協議 | | | | | 情報収集能力 情報収集を迅速にできる。 | |
| 同13:00 | 日向保健所より循環装置と各浴槽の配置 状況の情報提供 | | | | | | |
| 同13:45 | | | | | ← | 情報整理と情報提供 調査項目の整理ができる、施設の把 握が十分できる。 | |
| 同14:00 | | | | | ← | | |
| 同19:00 19:15 | 厚生労働省に状況(経緯、レジオネラ菌 検査結果)報告、同(配管群細因)報告 | [業務] 本部会議(第1 回)をマスコミ公開で 開催(+研究者) | ←[業務]情報提供 | | | | |
| 同20:30 | 疑患者数48名 | | | | | | |
| 7/27(土) 9:00 | 日向保健所に以下の調査項目追加を連絡 名浴槽の容量／ろ剤の材質／貯湯槽の 衛生管理状況 | | | ←[業務]情報提供 | | | |
| 同16:00 | 疑患者数・確定1、疑い58 | 患者数48(内確定1) 対策本部設置・会議 開催 | ←[業務]発表。以 降8月27日まで毎 日) | | | 調査情報整理と情報提供 調査項目の整理ができる、施設の把 握が十分できる。 | |
| 同16:30 | | | | | | | |
| 7/28(日) 19:00 | | → | 患者数59(内確定1、 死亡1) | | | 本日の立ち入り調査結果を衛生管理課に報告書の作成が適切にできる | → |
| 7/28(日) 13:00 | | → | | | | 前日に実施した立ち入り検査結果を衛生 管理課に提出 | |
| 同15:00 | 浴槽水中のレジオネラ菌菌数：最大150 万cfu/100ml(→) | | | [業務] 第2回対策本部会議 | | 保健所次課長会議において、今回の事故終 了及び衛生管理状況確認のための早急な立 入り検査実施する旨を説明(衛生環境課 長) | |
| 同15:00以 降 | | → | 患者数98(内確定5、 死亡2) | → | | 本日の立ち入り調査結果を衛生管理課に報告書の作成が適切にできる | → |
| 7/30(火) 9:00 | 日向保健所と営業停止処分について協議 関係機関に対するレジオネラ症防止対策喚 起文通知 | | | → | | | |
| 同17:00 | 衛研の報告(→)を受け、HS温泉の60日 間営業停止処分を実施 | HS温泉60日間営業 停止処分 患者数114(内確定5、 死亡2) | [衛研]浴槽水と患者 喀痰中の菌の遺伝 子型一致を報告 | | | レジオネラ症の注意喚起 レジオネラ症防止の情報提供が適 切にできる。行政法上の判断ができる | |
| 同18:40 | 日向市長に、営業停止処分を直接手渡す て合意(同記者発表) | | | | | | |
| 7/31(水) 11:00 | 「レジオネラ症防止対策に基づく簡易式浴 槽を持つ浴場の指導等について」を関係機 関におし通知 日向保健所、厚生省生活衛生課、国立感 染研究所とHS温泉施設各設備の確認と保水 等サンプリング実施、衛研に液体を搬入 | 患者数114(内確定6、 死亡2) | → | → | | | |

| 年月日 | 事実経過 | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 の判断・対応 | 循環式浴槽を持つ県内公衆浴場の実数調査の実施を各保健所に依頉 | 報道発表(患者等は前日までの数字) | その他「県」 | 日向保健所 の判断・対応 | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要した能力(H14当時) | 環境衛生監視員の果たすべき役割 そのために要する能力(H20現在) |
|------------------|----------------------------------|-------------------------------------|--|--|---|-----------------|---|---------------------------------------|
| 8／4(日) | | | 患者数203(内確定 11、死亡2) | | | | | |
| 8／5(月) 8:30 | 同10:45 | | 感染研より除菌装置、高温タンク、中温タングのためい検査で大量のアーマーが検出されたことの報告あり | 患者数205(内確定 11、死亡2) | | — | HS温泉水立ち入り、レジオネラ属菌及びアーマー検査用追加サンプル採取、同日に水質検査に検体搬入 | 施設の立入り調査 検体採取等が適切にできる。施設の把握が十分できる。 |
| 8／7(水) 11:00 | 同13:00 | 日向保健所衛生係長死亡 | 中間発表 に対しての協議 | 患者数224(内確定 16、死亡2) | | — | | |
| 8／9(金) 15:00 | | | | 患者数234(内確定 19、死亡2) | [衛研]7月31日までの分析結果報告 | | | |
| 8／12(月) 15:00 | | | | 患者数244(内確定 21、死亡2) | [薬剤]第3回対策本部会議(レジオネラ委員会因索明对策委員会設置を決定) | — | | |
| 8／15(木) 11:00 | | | | 患者数264(内確定 22、死亡6) | [衛研]8月5日までの分析結果報告 | | | |
| 8／16(金) | | 原因不明調査結果案を日向保健所に送信 | 原因不明委員会アクアス総研、宮崎大公衆衛生教室で立ち入り調査、検査サンプル採取 | 患者数267(同上) | | — | | |
| 8／22(木) 11:00 | 関係行政機関及び県警察によるHS温泉施設等の確認調査から聞き取り | | 患者数290(内確定 28、死亡6) | 患者数290(内確定 28、死亡6) | 委員会内での対応 衛生管理面での概要と展望を説明 | | ← | ← |
| 8／27(火) 15:00 | | | 「公衆浴場施設に対する緊急立ち入り検査の結果」発表 | 患者数293(内確定 29、死亡6) | マスクミミ対応 マスクコミに対して適切な対応ができる。 | | | |
| 9／4(水) 9:00 | 同13:30 | 日向保健所後任衛生係長起任 | 第1回原因不明委員会(8／22の立入り検査結果の検証) | 9／5患者数294(内確定 31、死亡6) | 衛生環境課(—) | — | | |
| 9／10(火) | | | レジオネラ属菌防止対策講習会開催(講師:アクアス株式会社藤邦雄氏) | | | | | |
| 9／11(水) | | | | 9／12患者数295(同上) | 温泉タンクにおける「レジオネラ属菌増殖試験」開始。深水後、衛環研・産業医科大に検体搬入 | | | |
| 9／15(日) | 患者新たに名死亡 | | | 患者数295(内確定 32、死亡7) | | | | |
| 9／24(火) | | 「循環式浴槽を持つ類似公衆浴場」に対しての行政検査結果(76施設)公表 | HS温泉に対する営業停止を11月26日まで延長を命令(通算120日間) | HS温泉の営業停止 期間延長について | | | | |
| 9／26(木) | | | 「全国レジオネラ対策会議」にて、HS温泉におけるレジオネラ症発生事例とその対応について報告 | | | | | |
| 9／30(月) | | | 原因不明委員会によるHS温泉支配人に対しての施設衛生管理状況に関する聞き取り調査を実施 | | | | | |
| 10／18(金) | | | | | | | 「日向市レジオネラ症防止対策特別委員会」 が開催(衛生環境課長出席) | |
| 10／21(月) | | | | | | | | |
| 10／28(月) | | | 対策本部会議の開催 [薬剤]第4回対策本部会議(集团感染事例の中間報告会を検討、了承) | 対策本部会議の開催 [薬剤]第4回対策本部会議(集团感染事例の中間報告会を検討、了承) | — | | | |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| | | | |
|---|--|--|---------------------------------|
| 10／31(木) | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 | 日向市に対し、公衆浴場に係る改善計画書の提出を通知 | 環境衛生監視員の業務・役割そのために要した能力(H14当時) |
| 年月日 | 事実経過 | 報道発表(患者等は前日までの数字) | 環境衛生監視員の業務・役割そのために要した能力(H20現在) |
| 11／25(月) H15. 1／22(火) ～ 30(木) | HS温泉に対する営業停止を平成15年1月25日まで延長を命令(通算180日間) HS温泉に対する営業停止を平成15年3月26日まで延長を命令(通算240日間) 中核3保健所において、厚生労働省の示したレジオネラ症防止針に対する意見交換会を開催(参加者139名) | 日向保健所の判断・対応 HS温泉の営業停止期間延長について 同上 | 環境衛生監視員の業務・役割そのために要した能力(H14当時) |
| 1／31(金) | 原因究明委員会開催(改善計画書検討内容の取りまとめ) | 日向市長がHS温泉に係る施設の改善計画書を提出 | 改善計画の確認 改善計画の評価ができる |
| 2／5(水) | 原因究明委員会開催(改善計画書検討内容の取りまとめ) | → | → |
| 3／10(月) ～ 20(木) | 県内全保健所で、関係営業者に対する改正条例説明会を開催(参加者537名) | 対策本部会議開催について(3月15日発表) | → |
| 3／17(月) | → | → | → |
| 3／18(火) | HS温泉に対する営業停止を平成15年10月31日まで延長を命令(通算459日間) | 所長より日向市長に対して、改善計画書の内容が適正であると認める旨を通知 | 改善計画の確認 改善計画の評価ができる |
| 3／25(火) | 関係各課に対し、改正公衆浴場条例に基づく入浴施設の衛生管理を依頼 | → | → |
| 3／31(月) | 各保健所長に対し、改正公衆浴場法(旅館業法)施行条例施行後の対応を通知 | → | → |
| 4／1(火) | 改正公衆浴場法(旅館業法)施行条例を施行 | → | → |
| 4／14(月) | HS温泉の施設立入りを検査研、日向保健所と実施。現段階での施設改修状況の確認 | → | → |
| 5／12(月) ～ 14(水) | 県内の公衆浴場及び旅館業等の浴室等衛生管理責任者を対象にレジオネラ属菌汚染防止対策講習会(5月2日発表)の開催(5月2回) | → | → |
| 6／4(水) | 原因究明委員会開催(具体的な改修工事内容の協議、結果を日向市に連絡) | → | → |
| 6／12(木) | 日向保健所と改修工事前の現施設調査会 | → | → |
| 6／24(火) 7／10(火) | HS温泉改修工事開始 | 改修工事打合せ(保健所参加) | レジオネラ症講習会実施 |
| 7／11(金) | | | レジオネラ症及び施設の衛生管理について分かりやすい講習ができる |
| 7／15(火) | | | 改修工事打合せ(保健所参加) |
| 7／22(火) | | | 改修工事打合せ(対象に、衛生管理制度の作成講習会開催 |
| 7／29(火) | | | レジオネラ症及び施設の衛生管理について分かりやすい講習ができる |
| 8／19(火) | | | 改修工事打合せ(保健所参加) |
| 8／22(木) | 日向市が改修図面を保健所に提出 | → | 改修工事実施状況立会い |
| 8／28(木) | 改善計画書に基づく改修工事終了 | → | → |

(平成20年度環境衛生監視員班図表まとめ)

| 年月日 | 事実経過 | 宮崎県福祉保健部衛生管理課 の判断・対応 | 報道発表(患者等は 前日までの数字) | その他「県」 | 日向保健所 の判断・対応 | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要した能力(H14当時) | 環境衛生監視員の業務・役割 そのために要する能力(H20現在) |
|-------------------|--------------------------------------|--|---|---------------------------|--------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 8／29(金) | 日向市が改善計画書の検査結果を提出 について、変更願を保健所に提出 | 原因不明対策委員会による内容審査 (→)、修正指示後、対策本部各委員(内 閣)による変更内容確認、修正後、対策本部各委員に内容を報告 | | | ← | | 業務役割に関する法的根拠 する法的根拠 |
| 9／1(月) | 日向市が試験運転計画を提出 | | | | | | |
| 9／2(火) | 各浴槽に湯張り作業実施 | | | | | | |
| 9／4(木)～ 5(金) | 日向市建設課等による竣工検査実施 | | | | | | |
| 9／8(月) | | 原因不明対策委員会開催(日向保健所に による改修内容確認結果の検証) | | ← | | | |
| 9／11(木) | 日向市がHS温泉維持管理方法書(案) を提出 | | | ← | | | |
| 9／12(金) | 11:00 15:00 | 日向市職員による試験入浴 施設長等入浴 | 「平成15年9月3日のレジオネラ属菌検査結果 を発表(全株体未検出) | HS温泉レジオネラ属 菌検査結果 | | | |
| 9／13(土) | 日向市職員による試験入浴 | | 日向保健所と原因不明対策委員会による 運転状況確認(終日 塩素注入から排水ま での手順確認) | ← | | | |
| 9／14(日) | 日向市職員による試験入浴 | | 日向保健所と原因不明対策委員会による 運転状況確認(終日 浴槽洗浄、湯張りの手 順確認、記録表の記載に用意確認) | | | | |
| 9／24(水) ～25(木) | | | | | | 運転状況危機管理体制確認(打ち聞き取り) | |
| 10／3(金) | 9:00 | | | | 採水実施 | | |
| 同13:00 | | 対策本部委員による改修状況確認 | | | | 検査結果評価 | |
| 10／14(火) 9:00 | | 11:00水質検査結果記者発表(→) | HS温泉レジオネラ属 菌検査結果 | 10月3日採水の検査結果並びに全株体陰 性) | 検査結果を確認し支障の有無を評 価できる。 | | |
| 同13:00 | | 原因不明対策委員会開催(HS温泉長期試 験運転についての会議) | | ← | ← | | |
| 10／16(木) | | HS温泉長期試験検査結果について、 対策本部長へ概要説明 | | | | | |
| 10／22(水) | | 対策本部委員による改修状況現地確認 → | 対策本部によるHS温 泉改修状況及び対策本 部会議(衛生管理制度 が整ったことと確認) (10／20会議) | ← | | 日向市に対し営業停止の解除を通知(所属) | |
| 10／23(木) | | | | | | | |
| 11／13(木) | HS温泉が通常の営業を再開 | | | | | | |
| 11／28(金) | | | | | 浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施 | 検査結果評価 | |
| 12月8日(月) | | | | | 11月28日の水質検査結果判明(陰性) | 検査結果を確認し支障の有無を評 価できる。 | |
| 12／11(木) | | | | | 浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施 | 検査結果評価 | |
| 12／21(日) | | | | | 12月11日の水質検査結果判明(陰性) | 検査結果を確認し支障の有無を評 価できる。 | |
| H16. 1／7(木) | | | | | 浴槽水等のレジオネラ属菌検査実施 | 検査結果評価 | |
| 1／16(金) | | | | | 1月7日の水質検査結果判明(陰性) | 検査結果を確認し支障の有無を評 価できる。 | |

表1.1 避難所・仮設住宅における環境衛生監視員の役割と他職種・機関との連携

| フェイズ 環境衛生監視員のあるべき役割(前年度調査結果等) | 環境衛生分野にも関連する事項についての他職種の判断、あるべき役割(同左、フェイズが確定できないものは内容から判断し、仮に設定) | 他職種との連携 | 他部局、他機関との連携 |
|---|---|---|---|
| フェイズ0 給水車等からの飲料水の衛生確保(注1) | 排水場所(仮設トイレ等)の応急確保・衛生管理指導 | ペットボトル等の飲用上の注意について食品衛生担当と連携し周知を図る。 | 水道担当部署(給水車) |
| フェイズ1 室内環境対策(保溫・換気など) 室内環境対策(保溫・換気等) 室内環境対策(保溫・換気など) 室内環境対策(保溫・換気など) | 集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性(保健師) 避難機関・職種連携の必要性(保健師) 強化の必要性(保健師) 強化の必要性(保健師) 啓発チラシ発行(熱中症・脱水予防)(管理栄養士) | 避難所の総合的な生活環境の衛生確保について、保健師、食品衛生担当、医師等と意見交換し、衛生ゾーンの厳密な区分けを行うとともに、排泄場所・方法の決定、一般的な消毒の条件整備と住民への周知を行う。 | 廃棄物担当部署(し尿処理) |
| フェイズ2 仮設トイレ・室内環境の衛生指導 ペット対策(人とペットの住み分け) | 集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性(保健師) 避難環境維続管理・巡回相談強化の必要性(保健師) 巡回相談時に保健師に寄せられるペット関係の苦情や相談を分析し、対応を協議し、住民の健康被害を防止する。(注2) | 避難所の室内環境対策について、保健師、医師等の職種と意見交換を行い、寝具の衛生管理・冷暖房・換気・除加湿の確保・衛生害虫対策を行う。 最低限の室内環境対策(換気・清潔)の周知(保健師)。 住民自治組織による生活ルールづくり支援を保健師とともに実施(清掃、換気、喫煙、騒音、ペット、消灯など)。 熱中症予防について、室内環境からの対応策の情報提供(管理栄養士)。 | 廃棄物担当部署(ごみ処理) |
| フェイズ3 避難所生活環境対策(長期化に対応した環境整備:過密居住緩和・間仕切り・畳導入・共同設備など) 仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言 | 環境衛生・生活状況の把握と適切な対応・情報提供(インフルエンザ予防・衛生害虫・布団乾燥・換気・タバコ煙・清掃・洗濯・入浴など多様で高度化したニーズ) | 巡回相談時に保健師や避難所関係者から、環境衛生上のニーズを保健所衛生部に吸い上げるシステムの構築を図る。 巡回相談を行う保健師と連携し、よりきめ細かなニーズ把握と対策。必要に応じ巡回相談を実施。 衛生害虫被害、アレルギー関係の問題について保健師や食品衛生担当と情報共有し、避難所の環境改善等対策を検討。 浴場衛生管理とともに、健康的な入浴方法に関する検討、住民に啓発。 | クリーニング業組合・理美容業組合へ巡回サービスの協力要請。 公衆浴場組合への協力要請などもしくは各組合との災害協定にもとづく活動。 住民課など生活支援担当部局と情報交換を行い、環境衛生営業施設の情報を広報。 |
| | 仮設住宅入居に伴う個別ニーズの把握、相談の必要性(保健師) 仮設住宅調査訪問(保健師) | 改めて保健師や避難所関係者から長期化した環境衛生上のニーズについてのリサーチを行い、対策を検討する。 保健師との同行訪問により、避難所の環境調査を行い、状況変化に合わせた改善への助言を行う。 | 保健師との仮設住宅への同行訪問により、状況に合わせた環境改善(冷暖房・換気・通風・採光・水質)への巡回相談を行う。 |

注1:昨年度の報告書に記載モレ。

注2:昨年度の保健師班の報告書には該当する記載はみられなかったが、巡回相談では当該問題が浮上するものと想定した。

(平成21年度環境衛生監視員班図表まとめ)

表1.2 難民所対策以外での環境衛生監視員の役割との連携

注1:栄養士の昨年度報告書に市町村管理栄養士の業務に「給水の実施」とあったが(中越沖、54ページ)、具体的な内容を確認できず。内容によっては環境衛生から協働の可能性も検討できる。

注3:動物関係の業務は環境衛生監視員の業務に含めるとする立場で本研究を進めているので、他職種に於ては医師を加えることはしない。

注4：保健師による実地監査報告書の具体的な内容を確認できれば、運営施設の能力の可能性を検討することができる。

注) 昨年度の報言書(第1回)より受けられました。開場検査の実施(検査技術)や食事指導(食生活指導)が実施されました。

注6: 平時なら自ら目的意識などを養えられるが、災害時では職員の手も足りないので、組合にて協力を要請し、連携して実施することが必要であろう。

注7: 昨年度の報告書では、保健師部班でこの問題が記述されるのはフェイズ3であるが、現実的な対応の必要性はフェイズ2の段階であろうと判断した。なお、環境衛生監視員班では昨年年度記載モレ。

(平成21年度環境衛生監視員班図表まとめ)

表2.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—避難所・仮設住宅の場面

| 場 場(課題) | Phase | PHNの役割 | 保健師班での認識 | | 環境衛生監視員班での認識 | |
|---------------|-------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---|
| | | | 他職種との連携 EHQとの連携 | その他 | Phase | EHQの役割 |
| 1.避難所 | 0 | 避難住民の健康や 避難環境の把握 | | 避難所運営担当職 | | |
| | 2 | 避難環境管理 | | 施設管理者・ボランティア | | |
| 環境衛生 | 1 | 避難環境管理 巡回相談 感染症予防 | 避難環境について 保温、清潔、ペット対策等 | 避難所運営担当職(環境整備、ブライハシー確保) | | |
| | 2 | 飲料水 | 応急給水(、仮設浴場設置など)に関する支援 | 食品衛生監視員 | 給水車からの飲料水の衛生確保 | 食料(ペットボトル) 水道担当部署(応急給水) |
| 排泄環境 | | | | 1 | 排泄場所の応急確保・ 衛生管理指導 | 食料・医師(同左協議) |
| | | | | 2 | 仮設トイレの衛生指導 | 仮設トイレの衛生対策の周知 |
| 室内環境 | | | | 1 | 室内環境対策(保温・ ごみ処理・換気など) | 寝具衛生・冷暖房・換気・清潔な 対策を検討し周知。住民自治組織による生活ルールづくりの支援 (熱中症予防) |
| | | | | 2 | 室内環境の衛生指導 | 室内環境対策の周知 巡回相談からニーズ把握、対応 協議 |
| 生活環境 ペット対策 | 2 | 避難環境管理 巡回相談 | 同伴ペットについて | ペットと人の住み分け など対応の検討 | 2 | 室内環境の衛生指導 巡回相談からニーズ把握、対応 協議 |
| | 2 | 感染症予防 避難環境管理 | 仮設浴場の設置(、応急 給水など)に関する支援 | 生活状況(入浴状況) の把握と対応 | 2 | 生活状況(入浴状況) の把握と対応 生活状況の把握と対応 (衛生害虫・布団乾燥・煙草・洗濯・入浴) |
| 生活環境 仮設浴場 | 3 | 避難所環境対策 (チェックリスト・定期 訪問・環境指導) | 長期化する生活環境上の 対応(清掃・布団クリーニングなど) | 長期化した環境 整備(過密緩和・量・共 同設備等) | 2 | 長期間に応じた環境 整備(過密緩和・量・共 同設備等) |
| | 3 | 仮設住宅入居者健 康二ーズ把握調査 | 生活環境上のニーズ把握 と相談業務 | 3 | 仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言 | 改めて長期間に応じた環境 整備(過密緩和・量・共 同設備等) |
| 2.仮設住宅 | 3 | 仮設住宅入居者健 康二ーズ把握調査 | 生活環境上のニーズ把握 と相談業務 | 3 | 管理栄養士 歯科衛生士 精神保健相談員 | 同行訪問により、冷暖房・換気・ 通風・採光・水質など環境改善に 関する相談対応 |

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以上)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2→3→2、4→3とした。

表2.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—その他の場面

| 場(課題) | Phase | PHNの役割 | 保健師班での認識 | | 環境衛生監視員班での認識 | | |
|--------------------------------|-------|---------------------------------------|-----------------|---|-------------------------------------|---------------------------|--|
| | | | 他職種との連携 | EHOとの連携 | Phase | EHOの役割 | 他職種との連携 |
| 3.地域(自宅残留者およびテント生活者を含む) | | | | | | | |
| 環境衛生 | 1 | 水、排泄物、廃棄物、消 毒などに関する業務 衛生管理状況の把握 | 食品衛生 栄養士 | 0、1 飲料水の衛生確保 | | | 水道事業者(応急給水) |
| 飲料水 | 0 | | | 2 井戸水(水質検査) | | | 衛生検査技師(水質検査) 食品衛生監視員(食品営業 許可施設の検査) |
| 排泄環境 | | | | 1 排泄場所の応急確保・衛生管 理指導 | | | |
| 生活環境 入浴環境 | | | | 1 公衆浴場状況調査 | | | 巡回相談で入浴問題があがれば、 それへの情報提供 |
| 生活環境 高度化ニーズ | 2 | 全戸ローラー 訪問調査 | 事務職 ボランティア | 2 仮設浴場設置調整・衛生監視 2 日常生活(清掃・洗濯・布団乾 燥など)に必要な営業施設実態 調査 | 2 テント生活者、自宅居住者の居 住環境問題への対応 | | 仮設浴場の衛生管理とともに健康 的入浴方法の啓発 ニーズに対応への支援・情報提供 |
| 4.その他 | | 遺体処置 | 0 遺体手当、遺 族ケア | 遺体安置、搬送等の対応 | 0、1 遺体安置の応急対応(棺やドラ イアイスの確保、搬送調整) | 遺族対応・メンタルヘルス、安置所 の衛生確保 | 医師・事務職(身元確認、 書類発行) |

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となつてゐるが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2→3→2、4→3とした。

(平成21年度環境衛生監視員班まとめ)

表3.1 保健師と環境衛生監視員班の連携に関する認識(両班での検討終了段階)一避難所の場面

| 場(課題) | | 保健師班での認識 | | 環境衛生監視員班での認識 | | 保健師と環境衛生監視員の連携 | | |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|---|--|---|--------------|--|
| Phase | PHNの役割 | EHOとの連携 | EHOの役割 | Phase | EHOの役割 | PHNとの連携 | 環境衛生監視員班での認識 | |
| 環境衛生 飲料水 | 0 飲料水の衛生確保 | 応急給水に関する支援 | 0 給水車等からの飲料水の衛生確保 | 応急給水の衛生確保に関する住民への指導・情報提供 | (飲料水の実態把握、情報提供) ・飲料水車から口にするまでの衛生管理指導(ボリタンク等) ・供給不可能な場合の救援方法 (避難所の総合的な衛生確保、排泄環境の衛生管理) ・衛生ゾーンなどの決まり周知と協議(その他の職種とも協議) ・排水場所の設置と整備 ・下水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・仮設トイレの使用方法・清掃・消毒の指導 ・手洗い、消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認と確保供給 | | | |
| | 1 生活環境管理 | 避難所環境整備支援にすること | 1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導 | 避難所の総合的な衛生確保について多職種で協議し衛生ゾーン区分け実施・排水場所・方法の決定・消毒条件整備と周知 | (避難者による自主的な環境管理の支援) ・避難所被災者の生活状況の把握(人数、室温、自家発電、トイレ・自炊場・洗濯場・乾燥場、ごみ集積場、寝具、冷暖房など) ・避難所の確保と衛生指導 ・冷暖房・換気の指導 ・廃棄物処理に関する指導 ・手洗い、消毒方法の指導 ・生活用水の確保・衛生指導 | | | |
| 環境衛生 室内環境 生活用水 | 2 感染症予防 生活環境管理 | 避難所の環境管理について | 2 仮設トイレの衛生指導 | 寝具衛生・冷暖房・換気・清潔、あるいは生活用水の衛生対策を検討し周知。住民自治組織による生활ルールづくりの支援 | (避難所内ペット対策) ・ペット数、種類の確認 ・ケージ等収容設備の確保 ・ペット同伴者のゾーン分け ・ペットの正しい飼い方の指導、安全性確認 ・動物救護施設の情報提供 ・保護動物などの情報提供 ・飼い主の会などの組織化・活動支援 | | | |
| | 1 生活環境管理 感染症予防対策 | 生活環境管理、感染症予防について 環境整備について | 1 室内環境対策(保湿・ごみ処理・換気など) 生活用水の水質管理 | 1 ペットと人の住み分けなど応急対応の検討 動物救護施設 | 巡回相談からニーズ把握、対応協議 | (避難者の安全・健康的な入浴機会の提供) ・週回の入浴が可能になるよう情報収集。必要に応じ仮設浴場設置の要請 ・仮設浴場管理(浴場管理者ボランティア確保) ・安全で衛生的な入浴方法について助言 | | |
| 生活環境 ペット対策 | 1 生活環境管理 | ペット対策について | 1 動物救護対策 | 1 ペットと人の住み分けなど応急対応の検討 動物救護施設 | 巡回相談からニーズ把握、対応協議 | (生活環境の改善整備) ・プライバシー確保のための隔壁等の設置 ・インフルエンザ等患者(入院対象外)専用スペース確保 ・室温調整・換気・分煙対策 ・室内清掃、布団消毒・乾燥、洗濯など実態把握と情報提供 ・必要に応じ洗濯機、布団乾燥サービスの導入、空氣清淨機設置 | | |
| | 2 感染症予防 生活環境管理 避難状況の把握 | 仮設浴場設置に関する支援 | 2 生活状況(入浴状況) 仮設浴場の衛生管理 | 2 生活状況(入浴状況) の把握と対応 仮設浴場の運営状況・稼働状況の情報提供 | 仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発 仮設浴場の運営状況・稼働状況の情報提供 | (避難生活の長期化に対応した環境衛生上の 改めて長期化した環境衛生上の ニーズ把握と対策。同行訪問調査 (避難生活の長期化に対応した環境整備) ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備 | | |
| 生活環境 仮設浴場 高度化ニーズ | 2 避難所環境対策(チエックリスト・定期訪問・環境指導) | 長期化する生活環境上の対応(清掃・布団クリーニングなど) | 2 日常生活に必要な當日施設実態調査 | 2 生活状況の把握と対応(衛生害虫・布団乾燥・煙草煙・洗濯・入浴) | 巡回相談からニーズ把握、対応協議、情報提供 | (避難生活の長期化に対応した環境整備) ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備 | | |
| | 3 高度化ニーズ | 長期化に対応した環境整備(過密緩和・共同設備等) | 3 長期化に対応した環境整備(過密緩和・共同設備等) | 3 長期化に対応した環境整備(過密緩和・共同設備等) | 改めて長期化した環境衛生上の ニーズ把握と対策。同行訪問調査 | (避難生活の長期化に対応した環境整備) ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備 | | |

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

表3.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階) —その他の場面

| 場(課題) | Phase PHNの役割 | 保健師班での認識 | PHNとの連携 | 環境衛生監視員班での認識 | 保健師と環境衛生監視員の連携で行う具体的な支援内容 |
|--------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 2.仮設住宅 | 3 仮設住宅生活実態把握、相談対応 | 仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言 | Phase EHOとの連携 | EHOの役割 | PHNとの連携 |
| 3.地域(自宅残留者およびテント生活者等を含む) | | | | | |
| 環境衛生 飲料水 | 0、1 飲料水、生活用水の衛生確保 2 井戸水、湧水などの水质、応急給水、応急復旧に関する問合せについて | 水、排泄物、廃棄物、消毒などに関する業務 飲料水、生活用水の衛生確保 | 0、1 飲料水の衛生確保 | 応急給水の衛生確保に関する住民への指導・情報提供 | (飲料水の実態把握、情報提供) ・給水実施(可能)地域の確認(事業体情報の早期収集・提供) ・仮設住宅の生活環境上のニーズや課題の把握(飲料水、換気、通風、採光、水質など環境改善に伴う相談対応) ・個別ニーズに関する助言や指導 ・自治会活動の体制や自主解決への指導 |
| 環境衛生 排泄環境 | 1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導 | 排泄場所の応急消毒法の把握 衛生管理状況の把握 | 2 井戸水(水質検査相談) | 住民の相談についての情報提供 | (飲料水の実態把握、情報提供) ・飲料水から口にするまでの衛生指導(ボリタンク等) ・供給不可能な場合の救援方法 |
| 生活環境 入浴環境 | 2 沐浴場に関する情報提供、衛生管理、入浴に関する保健指導 | 仮設浴場設置による支援 | 1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導 | テント生活者や自宅居住者へのトイレ使用禁止の周知 | (排泄場所の衛生管理) ・排泄場所の安全性の確認と整備 ・下水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・トイレの使用方法・清掃・消毒 ・手洗い、消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認 |
| 生活環境 高度化ニーズ | 2 在宅、テント泊などの被災者対応 | 在宅、テント泊等の被災者対応 | 1 公衆浴場状況調査 | 巡回相談で入浴問題があるれば、それへの情報提供 | (入浴可能な場所に関する情報提供) ・近隣の公衆浴場の稼動、仮設浴場設置状況などに関する情報提供 |
| 地域環境 建物解体粉塵 | 3 環境に関する健康相談対応 | 環境にに関する健 | 2 仮設浴場設置調整・衛生監視 | 仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発 仮設浴場の運営・稼働状況の情報提供 | (入浴可能な場所・入浴方法に関する情報提供) ・稼動している公衆浴場、仮設浴場設置状況などに関する情報提供 |
| 4.その他 | | | | | |
| 遺体処置 | 0 ケア | 遺体保管、遺族遺体保管、搬送、衛生管理等の対応 | 0、1 遺体安置の応急対応(棺やドライアイスの確保、搬送調整) | 遺族対応・メンタルヘルス、安置所の衛生確保 | (遺体保管・遺族ケア) ・遺体・遺骨の実態把握 ・仮保管方法の確立(場所・棺・ドライアイス等) ・消毒などに関する対応 |

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3ヶ月まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)などになっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2→3→2、4→3とした。

表1. 東京都世田谷区セラチア院内感染事故から検討した地方衛生研究所(地研)の役割

| 区分 | 年月日 | 曜日 | 時刻 | 経過内容 | 住民の反応 | 地研担当者の判断 | 地研所長の判断 | 地研の役割・業務 | 地研に要した能力 | 地研の必要業務量 | 反省・意見 |
|-------|----------|----|-------|--|-------|----------|---------|----------|----------|----------|-------|
| 緊急時対応 | H14.1.15 | 火 | 17:30 | [病院長から世田谷保健所健康推進課長に電話連絡] | | | | | | | |
| | H14.1.15 | 火 | 18:30 | 東京都衛生局に連絡 | | | | | | | |
| | H14.1.15 | 火 | 18:40 | 健康推進課長、同課保健師が「病院に突出向き状況調査(セラチアによる院内感染集積の可能性ありと判断) | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | 8:30 | 世田谷保健所内で対応策・体制の検討 | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | | 区政策委員会の設置について都と協議し、都衛生局、国立感染症研究所へ依頼 | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | | 区政策委員会の設置に都も協力することを了承 | | | | | | | |
| | | | | 所長の指示に従つて、関連情報の収集と微生物学的検査の準備を実施する。 | | | | | | | |
| | | | | 情報共有と専門技術支援又はその準備配置の要請がある場合は、関連情報の収集と微生物学的検査の準備体制を執るよう指示する。 | | | | | | | |
| | | | | ①緊急時連絡体制の的確な運用を行う。 ②原因物質等閲連情報を迅速・的確に行える。 ③患者の症状等を踏まえた微生物学的検査の準備体制を迅即に執ることができる。 | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | 15:00 | 第1回現地調査(聴き取り調査、現場確認等) | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | 15:00 | 東京都、第1回医療監視(1病院に対し、区保健所の調査に協力するよう指導) | | | | | | | |
| | H14.1.16 | 水 | 17:30 | 病院感染対策委員会、専門調査班設置・第1回会議開催 | | | | | | | |

(平成20年度地方衛生研究所班図表まとめ)

| 区分 | 年月日 | 曜日 | 時刻 | 経過内容 | 住民の反応 | 地研担当者の判断 | 地研所長の判断 | 地研の役割・業務 | 地研に要した能力 | 地研の必要業務量 | 反省・意見 |
|----|----------|----|----|--|-------|--|---|------------------------------|---|--------------------|---|
| | H14.1.17 | 木 | | 第2回現地調査(患者検体検査、病院内の環境調査等)、検体検査は都衛研に依頼(以下同じ。) | | セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた微生物学的検査を実施する。 ①菌株の分離同定試験の実施 ②薬剤感受性試験の実施 ③生化学性状検査の実施 ④PFGEによる遺伝子解析の実施 ⑤分離菌株のグループ化の実施 ⑥患者由来株と環境由来株との相同性解析の実施 | セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた微生物学的検査を実施するよう指示する。 | 患者の症状等を踏まえた院内感染原の検出と分離同定を行う。 | 患者の症状等を踏まえた微生物学的検査が迅速にできること。 ①菌株の分離同定試験 ②薬剤感受性試験 ③生化学性状検査 ④PFGE、DNAシーケンサーによる遺伝子解析 ⑤分離菌株のグループ化 ⑥患者由来株と環境由来株との相同性解析 ⑦エンドトキシン検査 | 微生物検査 10人 × 10日 | ①都衛研における緊急時に行われる体制の構築はどのようですが、セラチアによる院内感染集積の可能性を踏まえた細菌学的検査と、入念的にカイルス学的検査の体制を組織し、速やかに検査に着手する。 ②シーケンサーによる遺伝子検査の実施の可否は不明であるが、原因微生物が分離されたら、分離株から速やかにDNA又はRNAを抽出し、シーケンサーによる塩基配列の分析と、原因微生物の検索を行う必要がある。 |
| | H14.1.17 | 木 | | 区議会への情報提供(以下、記者会見実施前に情報提供) | | | | | | | |
| | H14.1.18 | 金 | | 第3回現地調査(患者検体検査、病院内の環境調査、カルテ調査等) | | | | | | | |
| | H14.1.18 | 金 | | 病院が記者会見 | | | | | | | |
| | H14.1.18 | 金 | | 東京都、記者会見 | | | | | | | |
| | H14.1.19 | 土 | | 第4回現地調査(カルテ調査、聴き取り調査等) | | | | | | | |
| | H14.1.19 | 土 | | 区医師会の協力による感染不安者の区内受診体制の整備 | | | | | | | |
| | H14.1.19 | 土 | | 世田谷保健所における区民からの相談、問い合わせへの対応開始 | | | | | | | |
| | H14.1.20 | 日 | | 第5回現地調査(環境調査等、カルテ調査、聞き取り調査等) | | | | | | | |